

2025 年 4 月 25 日

ジェットスター・ジャパン労働基準法違反判決に関するコメント

航 空 連 合
事務局長 長谷川 樹

- 2025 年 4 月 22 日、東京地方裁判所は、ジェットスター・ジャパンの客室乗務員に対して労働基準法上の休憩時間が適切に与えられていなかったとし、同社に損害賠償を命じる判決を下した。同社は判決を不服として控訴しているが、業務内容や勤務条件などは個社の状況に準じることから、本事案における裁判の動向や司法の今後の判断を航空連合として注視していく。
- 労働基準法で定める休憩時間については、第 34 条に「使用者は、労働時間が 6 時間を超える場合においては少なくとも 45 分、8 時間を超える場合においては少なくとも 1 時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない」と定めており、使用者は法の遵守が当然に求められる。
- 一方、同法施行規則第 32 条では、休憩時間を与えることができない一部の特殊な業務に従事する者について、「勤務中における停車時間、折り返しによる待ち合わせ時間その他の時間の合計が法に規定する休憩時間に相当するときは、(中略)休憩時間を与えないことができる」とされており、航空産業では乗務員の業務特性から、本規則に基づく運用が一般的であり、これまでも適切に法に則しているものと認識している。
- 航空産業の存続と発展の基盤である安全の堅持は、働く者の肉体的、精神的な健康に基づき、業務に集中できる環境がなければ実現できない。現行法を遵守することは当然としたうえで、働く者が安心して長く働き続けられる環境を整備することは、労使共通の目標であり、今後も職場の意見、実態をふまえて働く環境を改善していく必要がある。
- 加えて、産業の特性をふまえた乗務や勤務に関する標準となるルールも重要であり、国は国際的な動向や医学的な観点、データなどもふまえ、ICAO(国際民間航空機関)が標準として定め、既に運航乗務員に適用されている疲労管理システムを客室乗務員にも導入することなど、安全を確立するためのシステムを積極的に検討すべきであり、航空連合として、働く者の意見をふまえ、積極的に取り組みを進めていく。

以上